

鴨川市骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第61号

鴨川市骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市骨髄移植ドナー等支援事業助成金交付要綱（平成30年鴨川市告示第138号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。